

令和4(2022)年4月1日

現場代理人の兼任及び常駐義務緩和措置について

現場代理人の兼任及び常駐義務緩和について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 兼任の内容について

(1) 兼任を認める件数

兼任できる工事は2件までとします。ただし、令和4(2022)年3月31日までに契約した建設工事を含む場合には、例外として3件まで認めることとします。

(2) 兼任を認める条件

次のいずれも満たしていること

- ① 足利市が発注した建設工事であること
- ② 兼任を認める工事であること
- ③ いずれの建設工事も、請負金額(税込)3,500万円未満であること
- ④ 必ずいずれかの工事現場に常駐すること
- ⑤ 監督員及び常駐していない工事現場と常に携帯電話等で連絡を取れること
- ⑥ 監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- ⑦ 兼任しようとする現場代理人が、兼任しようとする工事以外の主任技術者又は監理技術者になっていないこと(＜配置可／不可のパターン＞参照)

(3) 兼任配置の手続き

兼任の可否については、それぞれの特記仕様書に明示し、兼任配置の手続きは、次のとおり行うこととします。

① 入札の結果、同時に複数の現場代理人に配置する場合

契約締結順に「現場代理人兼任届」(別記様式第1号)を作成し、兼任が2件の場合にあつては正本3部(発注者用:2部、受注者用:1部)を、兼任が3件の場合にあつては正本4部(発注者用:3部、受注者用:1部)を契約時に提出してください。

② 既に1件又は2件工事の現場代理人となっており、入札の結果、新たにもう1つの工事の現場代理人に配置する場合

今回新たに落札した工事の「現場代理人兼任届」を作成し、兼任が2件の場合にあつては正本3部(発注者用:2部、受注者用:1部)を、兼任が3件の場合にあつては正本4部(発注者用:3部、受注者用:1部)を契約時に提出してください。

③ 「現場代理人兼任届」を提出した後に、現場代理人を変更する場合

変更後の現場代理人に兼任がある場合は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書（変更）」提出時に併せて、「現場代理人兼任届（変更）」を作成し、兼任が2件の場合にあつては正本3部（発注者用：2部、受注者用：1部）を、兼任が3件の場合にあつては正本4部（発注者用：3部、受注者用：1部）を提出してください。

※ただし、現場代理人兼任届を提出した後、現場代理人の変更以外で同届の内容に変更（兼任する工事の終了、各工事の請負金額・契約工期等の変更）が生じた場合については、同届（変更）は必要ないこととします。

2 常駐義務緩和の内容

（1）工事期間中の措置

次のいずれかの場合には、常駐を要しないこととします。ただし、「常駐を要しない」とは、他の工事の兼任を認めるものではありません。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ⑤ 工事現場で作業が行われていない期間

3 問題が生じた場合の措置

- （1）緩和措置を適用した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制が不備と認められる場合は、兼任を取り消し、新たな現場代理人の配置を求めることがあります。
- （2）緩和措置の適用を超えた兼任が認められる場合は、指名停止や契約解除等の措置を行うことがあります。

4 留意事項

（1）現場代理人の雇用関係について

国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」に準じる。

（2）現場代理人の責務

工事契約書約款第11条第2項の規定により、現場代理人は工事現場の運営及び取締りを行う責務があることに変わりはありません。現場代理人が複数の工事を兼任する場

合は、兼任した全ての工事現場について、連絡体制の整備を確実に行うなど各現場の施工管理・安全管理に引き続き万全を期してください。

(3) 手持ち工事数として計数する工事期間

原則として、契約日から工事検査終了日までの期間で重複している工事を手持ち工事として計数します。

(4) 主任技術者等との兼任

緩和措置を適用する工事においても、約款第11条第5項の規定により、現場代理人と主任技術者等は兼ねることは可能です。ただし、主任技術者等の専任制等、建設業法の規定は適用されますのでご注意ください。

(5) 請負金額3,500万円以上の工事

請負金額が3,500万円以上の工事は、特記仕様書に記載がなくても現場代理人の兼任はできません。ただし、既に兼任をしていて、設計変更（増額変更）により、条件を満たさなくなった場合においては、引き続き、緩和措置を適用するものとします。

(6) その他、兼任を認める場合

市が必要と認めるときは、現場代理人の兼任を認める場合があります。

(例)・履行場所が特定されていない工事（単価契約）

- ・同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外が随意契約により締結される場合に限る。）。)

5 適用時期

令和4（2022）年4月1日から公告、指名又は見積通知する建設工事から適用する。

現 場 代 理 人 兼 任 届

年 月 日

足利市長 宛て

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

現場代理人	氏名				
兼任する工事 (1)	工事名				
	工事箇所	足利市			
	請負金額				円
	契約年月日	年	月	日	
	契約工期	着手 完成	年	月	日
兼任する工事 (2)	工事名				
	工事箇所	足利市			
	(最新) 請負金額				円
	(当初) 契約年月日	年	月	日	
	(最新) 契約工期	着手 完成	年	月	日
兼任する工事 (3)	工事名				
	工事箇所	足利市			
	(最新) 請負金額				円
	(当初) 契約年月日	年	月	日	
	(最新) 契約工期	着手 完成	年	月	日

備考 ・既に別工事の現場代理人となっている場合は、今回請負う工事を(1)へ、別工事(先行している工事)を契約締結順に(2)(3)へ記入してください。
 ・契約書等の写しは不要。

別記様式第1号

・変更現場代理人兼任届は変更前を赤、変更後を黒で記入すること。

課	チーム	リーダー	課長等	契約管財課	チーム	リーダー	検査員	課長等
---	-----	------	-----	-------	-----	------	-----	-----

< 2件を兼任する場合の配置可/不可のパターン >

配置【可】	① 「現場代理人と主任技術者の兼任」を両方の工事で兼ねる場合		
		A工事	B工事
	主任技術者	Xさん	Xさん
	現場代理人	Xさん	Xさん
配置【不可】	④ 「現場代理人と主任技術者の兼任」と「主任技術者のみ」を兼ねる場合		
		A工事	B工事
	主任技術者	Xさん	Xさん
	現場代理人	Xさん	Xさん以外
<p>XさんはA工事に現場代理人としての常駐の義務があるため、B工事の主任技術者との兼任は不可となります。この場合、B工事の現場代理人も兼任すれば、①のパターンとなり配置できます。</p>			
	⑤ 「主任技術者のみ」と「現場代理人のみ」を兼ねる場合		
		A工事	B工事
	主任技術者	Xさん	Xさん以外
	現場代理人	Xさん以外	Xさん
<p>XさんはB工事に現場代理人としての常駐の義務があるため、A工事の主任技術者との兼任は不可となります。この場合、A工事の現場代理人を兼任していれば、②のパターンとなり配置できます。</p>			

< 3件を兼任する場合の配置可/不可のパターン（C工事に新たに配置する場合） >

配置 【可】	⑥ 「現場代理人と主任技術者の兼任」を両方の工事で兼ねる場合																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A工事</th> <th>B工事</th> <th>C工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技術者</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> </tr> </tbody> </table>		A工事	B工事	C工事	主任技術者	Xさん	Xさん	Xさん	現場代理人	Xさん	Xさん	Xさん											
		A工事	B工事	C工事																				
	主任技術者	Xさん	Xさん	Xさん																				
現場代理人	Xさん	Xさん	Xさん																					
⑦ 「現場代理人と主任技術者の兼任」と「現場代理人のみ」を兼ねる場合																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A工事</th> <th>B工事</th> <th>C工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技術者</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん以外</td> <td>Xさん以外</td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A工事</th> <th>B工事</th> <th>C工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技術者</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん以外</td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> </tr> </tbody> </table>		A工事	B工事	C工事	主任技術者	Xさん	Xさん以外	Xさん以外	現場代理人	Xさん	Xさん	Xさん		A工事	B工事	C工事	主任技術者	Xさん	Xさん	Xさん以外	現場代理人	Xさん	Xさん	Xさん
	A工事	B工事	C工事																					
主任技術者	Xさん	Xさん以外	Xさん以外																					
現場代理人	Xさん	Xさん	Xさん																					
	A工事	B工事	C工事																					
主任技術者	Xさん	Xさん	Xさん以外																					
現場代理人	Xさん	Xさん	Xさん																					
⑧ 「現場代理人のみ」を兼ねる場合																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A工事</th> <th>B工事</th> <th>C工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技術者</td> <td>Xさん以外</td> <td>Xさん以外</td> <td>Xさん以外</td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> </tr> </tbody> </table>		A工事	B工事	C工事	主任技術者	Xさん以外	Xさん以外	Xさん以外	現場代理人	Xさん	Xさん	Xさん												
	A工事	B工事	C工事																					
主任技術者	Xさん以外	Xさん以外	Xさん以外																					
現場代理人	Xさん	Xさん	Xさん																					
配置 【不可】	⑨ 「現場代理人と主任技術者の兼任」と「主任技術者のみ」を兼ねる場合																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A工事</th> <th>B工事</th> <th>C工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技術者</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん以外</td> </tr> </tbody> </table> <p>XさんはA工事・B工事に現場代理人としての常駐の義務があるため、C工事の主任技術者との兼任は不可となります。この場合、C工事の現場代理人も兼任すれば、①のパターンとなり配置できます。</p>		A工事	B工事	C工事	主任技術者	Xさん	Xさん	Xさん	現場代理人	Xさん	Xさん	Xさん以外											
		A工事	B工事	C工事																				
主任技術者	Xさん	Xさん	Xさん																					
現場代理人	Xさん	Xさん	Xさん以外																					
⑩ 「主任技術者のみ」と「現場代理人のみ」を兼ねる場合																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A工事</th> <th>B工事</th> <th>C工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技術者</td> <td>Xさん以外</td> <td>Xさん以外</td> <td>Xさん</td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん</td> <td>Xさん以外</td> </tr> </tbody> </table> <p>XさんはA工事・B工事に現場代理人としての常駐の義務があるため、C工事の主任技術者との兼任は不可となります。この場合、C工事の現場代理人を兼任すれば、②のパターンとなり配置できます。</p>		A工事	B工事	C工事	主任技術者	Xさん以外	Xさん以外	Xさん	現場代理人	Xさん	Xさん	Xさん以外												
	A工事	B工事	C工事																					
主任技術者	Xさん以外	Xさん以外	Xさん																					
現場代理人	Xさん	Xさん	Xさん以外																					